

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画道路事業三・四・八十五号入谷東西線及び三・六・八十六号外環
八潮スマートICアクセス線

三 事業施行期間

令和六年七月十九日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県八潮市大字八條字入谷及び字白鳥地内

ロ 使用の部分

なし